

## 年金通信

### 付加年金制度のお知らせ

#### ●付加年金って何？

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月400円）を納めると、老齢基礎年金をもらうときに付加年金が上乘せされる制度です。

#### ●年金額は？

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の毎年もらえる年金額

**200円×480月(40年)=96,000円**

#### ●納めることができる人は？

国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）です。

※国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

#### ●納め方は？

付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなり、納期限は翌月末日です。納期限を経過した場合でも、期限から2年間は納めることができます。

#### ●申し込みまたは辞退したいときは？

付加保険料の納付を希望の場合や辞退する場合は、手続きが必要です。年金手帳やねんきん定期便のハガキなど基礎年金番号が分かるものをお持ちください。

問合せ 市民保険課 ☎89-2168

地域局市民福祉課 ☎73-2114

## 過疎地域の固定資産税 課税免除

市では産業の振興により市の発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法などに基づき、「能代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定しています。これにより令和3年4月1日から6年3月31日までに取得された事業用資産について、申請により固定資産税の課税免除が受けられる場合があります。対象となる事業や要件判定、手続きなどの詳細は、市ホームページを確認するかどうか、お問い合わせください。

ムページを確認するか、お問い合わせください。  
 申請期限 毎年1月31日まで  
 問合せ 税務課  
 ☎89・2127



## 能代税務署からの お知らせ

税務署では、本年度も個人事業者の方を対象とした決算説明会を、新型コロナウイルス感染症の感染状況といった各般の事情を総合勘案し、開催を見合わせました。説明会の開催に替えて、決

算の方法・注意点を説明する動画「決算のしかた（青色申告編・白色申告編・農業所得編）」をYouTube 国税庁動画チャンネルに掲載していますので、ぜひご覧ください。

問合せ

能代税務署個人課税部門

☎52・6111

## 28店舗（11月28日現在）で実施中です

### 〈能代地域〉

- 本庄履物店 ●酒食彩宴 粋 ●杉浦電器商会
- クドウ時計店 ●神田園 ●フンショップミヤコシ
- 赤玉薬局 中和本店 ●船木印章店
- 安田保険プランナー ●K美容室 通町店・高埜店
- でんきハウスごとう ●若林デンキ
- 大丸不動産 ●武田理容所 ●今井靴屋
- 佐藤写真館 ●癒し空間ナチュラル
- ミスタータイヤマン 能代店
- 贈り物市場 マルシェ ●のしろエネルギーサービス
- 平山はかり店 ●ミキモト化粧品 秋田能代サロン

### 〈二ツ井地域〉

- 伊藤謙商店 ●成金金物店 ●時報堂
- 移動スーパー・買い物代行 畠山商店
- こまがたやサラダ館二ツ井店

詳しい優待内容などは、市ホームページで紹介しています。



この事業は、能代市にお住まいの65歳以上の方が、協賛店で買い物をするときに介護保険証や運転免許証など年齢が分かる証明書を提示することで、各店舗でさまざまなサービスを受けられることができます。買い物をするにつれ、地域とのつながりが強くなり、皆さんの健康づくりを応援

協賛店を随時募集しています。詳しくは、市ホームページを確認するか、お問い合わせください。

協賛いただけるお店を募集中です！

さまざまなサービスが受けられます  
**能代市高齢者買い物優待事業を**  
**利用してお買い物してみませんか？**

問合せ 長寿いきがい課 ☎89・2156

